

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	清水園管理業務専門員（パートタイム） 生活污水を衛生的に処理するため、三次工業団地内の企業から排出される下水の処理場（清水園）を設置しています。清水園における浄化槽の保守・維持管理を担う人材を確保する目的で設置する職です。				
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：1人程度				
申 込 受 付 期 間	令和7年2月 7日（金）午前8時30分から 令和7年2月14日（金）午後5時15分まで				
業 務 内 容	清水園（三次工業団地内）の保守・維持管理				
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和7年4月1日以降に日々雇用登録可能である人 2 商工観光課から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（週2回、1週間あたり7時間まで）の勤務が可能である人 3 浄化槽管理士の資格を有する人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人				
受 験 手 続	1 提出書類 ①履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 なお、現会計年度末日まで本職種の日々雇用登録者名簿に登載されている人は、写真貼付省略可能とします。 ②浄化槽管理士の資格を有することを証する書類 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（清水園管理業務専門員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。				
試 験	面接試験（個人ごとの面接による口述試験） ※試験日は、受験者に個別に連絡します。				
審 査 ・ 合 格 ～ 登 録	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">審 査</td><td>合否については、これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮し、書類選考等による総合的な審査により決定します。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 格 発 表</td><td>令和7年2月25日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。</td></tr> </table>	審 査	合否については、これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮し、書類選考等による総合的な審査により決定します。	合 格 発 表	令和7年2月25日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
審 査	合否については、これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮し、書類選考等による総合的な審査により決定します。				
合 格 発 表	令和7年2月25日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。				

	名簿登載 (職種別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和8年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任用		繁忙期や業務量等を考慮し、常勤職員（又は当該職の職員）が休暇や出張等により不在となり、代替職員が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、商工観光課から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。
個人情報の 取扱い		履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。
主な勤務条件	登録期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次工業団地 清水園（三次市南畑敷町870番地22）
	勤務時間	週2回（原則として毎週火曜日、金曜日），1週間あたり7時間までの間で、商工観光課から勤務を依頼した期間
	休日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	（行政職給料表1-28号給） 時間単位で勤務する場合：1，736円
	手当制度	時間外勤務報酬，通勤手当相当費用弁償ほか
	福利厚生	災害補償
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先		〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市産業振興部 商工観光課 商工労働・企業誘致係（市役所本館4階） TEL 0824-62-6621 FAX 0824-64-0172 受付時間：月～金曜日の8：30～17：15（祝日を除く）

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。